

# 民法一部改正法案（選択的夫婦別氏制） 概要

## 【立法趣旨】

- ◎婚姻によって氏を改めることによる社会生活上の不利益の防止が必要
  - ◎氏は個人のアイデンティティの重要な要素であり、これを保持する人格的利益を保護すべき
  - ◎戸籍制度は、国民の親族的身分関係を登録・公証する唯一の制度
- ⇒戸籍制度を維持しつつ(②)、①を達成するため選択的夫婦別氏制を導入

## 1. 夫婦の氏 ～選択的夫婦別氏制～

### 【夫婦同氏制】

夫の氏／妻の氏で統一

### 【選択的夫婦別氏制】

- ・夫の氏／妻の氏で統一
- ・各自婚姻前の氏を使用  
…戸籍筆頭者を定める

## 2. 子の氏 ～別氏夫婦の子の氏は戸籍筆頭者の氏に統一～

### ① 嫡出子の氏

父母の氏

〔※出生前に父母が離婚したとき  
…離婚時の父母の氏〕

○同氏夫婦の子…現行どおり

○別氏夫婦の子(※)

…戸籍筆頭者(婚姻時に定める)である  
父又は母の氏  
〔※子(兄弟姉妹)の氏は統一〕

### ② 養子の氏

養親の氏

○同氏夫婦の子…現行どおり

○別氏夫婦の子(連れ子養子を含む)(※)

…戸籍筆頭者(婚姻時に定める)である  
養親(又は連れ子の親)の一方の氏  
〔※子(兄弟姉妹)の氏は統一〕

### ③ 子の氏の変更

父又は母と氏が異なるとき  
…家裁の許可を得て父又は母の氏に  
変更可

○同氏夫婦の子…現行どおり

○別氏夫婦の子

…未成年の場合には「特別の事情」  
があるときに限り変更可

## 【附則】

- 施行日：公布日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日
- 施行日までに、下記の方針に従い戸籍法を改正するほか、必要な法制の整備等を実施
  - ① 現行の戸籍の編製基準(夫婦及びその子を単位として編製)は維持すべきこと。
  - ② 別氏夫婦の戸籍における氏名の記載順序は、戸籍筆頭者、配偶者、子の順序によること。
- 経過措置：施行前に婚姻によって改氏した夫又は妻は、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、施行日から1年以内に届出により復氏可能

# 民法の一部を改正する法律案 要綱

## 第一 夫婦の氏

- 一 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称すること。
- 二 夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、夫婦は、婚姻の際に、その一方を戸籍の筆頭に記載すべき者と定めなければならないこと。

(第 750 条関係)

## 第二 子の氏

### 一 嫡出である子の氏

嫡出である子は、父母の氏又は第一の二により戸籍の筆頭に記載すべき者と定められた者（以下「戸籍筆頭者」という。）の氏を称すること。

(第 790 条第 1 項関係)

### 二 養子の氏

- 1 養子は、養親の氏（氏を異にする夫婦が共に養子をするときは、戸籍筆頭者の氏）を称すること。
- 2 氏を異にする夫婦の一方が配偶者の嫡出である子を養子とするときは、養子は、1にかかわらず、養親とその配偶者についての戸籍筆頭者の氏を称すること。
- 3 養子が婚姻によって氏を改めた者であるときは、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、1及び2を適用しないこと。

(第 810 条関係)

## 三 子の氏の変更

- 1 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができること。ただし、父母が氏を異にする夫婦である場合において子が未成年であるときは、特別の事情があるときに限ること。
- 2 父又は母が氏を改めたことにより子が父母の氏又は父若しくは母の氏と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、1にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏又はその父若しくは母の氏を称することができること。
- 3 子の出生後に婚姻をした父母が氏を異にする夫婦である場合において子が戸籍筆頭者の氏と異なる氏を称しているときは、子は、1にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、戸籍筆頭者の氏を称することができること。ただし、父母の婚姻後に1により氏を改めた子については、この限りでないこと。

- 4 子が15歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、1から3までの行為をすることができること。
- 5 1から4までにより氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から1年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、従前の氏に復することができること。

(第791条関係)

### 第三 施行期日等

#### 一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二は、公布の日から施行すること。

(附則第1条関係)

#### 二 法制の整備等

- 1 政府は、この法律の施行の日までに、次に掲げる方針に従い、戸籍法の改正を行うものとする。こと。
  - ① 戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びその双方又は一方と氏を同じくする子ごとに、これを編製すること。
  - ② 氏を異にする夫婦の戸籍に氏名を記載する順序は、戸籍筆頭者、配偶者、子の順序によること。
- 2 政府は、1のほか、この法律の施行の日までに、この法律を施行するために必要な法制の整備その他の措置を講ずるものとする。

(附則第2条関係)

#### 三 経過措置

- 1 この法律の施行前に婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、この法律の施行の日から1年以内に別に法律で定めるところにより届け出ることによって、婚姻前の氏に復することができること。
- 2 1により夫又は妻が婚姻前の氏に復することとなったときは、この法律による改正後の民法その他の法令の規定の適用については、婚姻の際に夫婦が称する氏として定めた夫又は妻の氏を戸籍筆頭者の氏とみなすこと。

(附則第3条関係)

## 民法の一部を改正する法律案

民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第七百四十九条中「第七百九十条第一項ただし書」を「第七百九十条第一項（子の出生前に父母が離婚したときに係る部分に限る。）」に改める。

第七百五十条中「夫又は妻の氏」を「夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏」に改め、同条に次の一項を加える。

2 夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、夫婦は、婚姻の際に、その一方を戸籍の筆頭に記載すべき者と定めなければならない。

第七百九十条第一項中「、父母の氏」の下に「（子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏）又は第七百五十条第二項の規定により戸籍の筆頭に記載すべき者と定められた者（次条第三項及び第八百十条において「戸籍筆頭者」という。）の氏」を加え、同項ただし書を削る。

第七百九十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、父母が氏を異にする夫婦である場合において子が未成年であるときは、特別の事情があるとき

に限る。

第七百九十一条第二項中「父母と」を「父母の氏又は父若しくは母の氏と」に、「許可を得ないで」を「規定にかかわらず」に改め、「その父母の氏」の下に「又はその父若しくは母の氏」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 子の出生後に婚姻をした父母が氏を異にする夫婦である場合において子が戸籍筆頭者の氏と異なる氏を称しているときは、子は、第一項の規定にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、戸籍筆頭者の氏を称することができる。ただし、父母の婚姻後に第一項の規定により氏を改めた子については、この限りでない。

第八百十条を次のように改める。

(養子の氏)

第八百十条 養子は、養親の氏（氏を異にする夫婦が共に養子をするときは、戸籍筆頭者の氏）を称する。

2 氏を異にする夫婦の一方が配偶者の嫡出である子を養子とするときは、養子は、前項の規定にかかわら

ず、養親とその配偶者についての戸籍筆頭者の氏を称する。

3 養子が婚姻によつて氏を改めた者であるときは、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、前二項の規定を適用しない。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

### (法制の整備等)

第二条 政府は、この法律の施行の日までに、次に掲げる方針に従い、戸籍法（昭和二十二年法律第二百一十四号）の改正を行うものとする。

一 戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びその双方又は一方と氏を同じくする子ごとに、これを編製すること。

二 氏を異にする夫婦の戸籍に氏名を記載する順序は、この法律による改正後の民法（以下「新法」とい

う。)第七百九十条第一項に規定する戸籍筆頭者、配偶者、子の順序によること。

2 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行の日までに、この法律を施行するために必要な法制の整備その他の措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行前に婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、この法律の施行の日から一年以内に別に法律で定めるところにより届け出ることによって、婚姻前の氏に復することができる。

2 前項の規定により夫又は妻が婚姻前の氏に復することとなったときは、新法その他の法令の規定の適用については、婚姻の際に夫婦が称する氏として定めた夫又は妻の氏を新法第七百九十条第一項に規定する戸籍筆頭者の氏とみなす。

## 理由

最近における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築、婚姻によって氏を改めることによる不利益の防止等の観点から、選択的夫婦別氏制を導入する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎民法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○民法（明治二十九年法律第八十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（離婚の規定の準用）</p> <p>第七百四十九条 第七百二十八条第一項、第七百六十六条から第七百六十九条まで、第七百九十条第一項（子の出生前に父母が離婚したときに係る部分に限る。）並びに第八百十九条第二項、第三項及び第五項から第七項までの規定は、婚姻の取消しについて準用する。</p> <p>（夫婦の氏）</p> <p>第七百五十条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称する。</p> <p>2  夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、夫婦は、婚姻の際に、その一方を戸籍の筆頭に記載すべき者と定めなければならない。</p> <p>（子の氏）</p> <p>第七百九十条 嫡出である子は、父母の氏（子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏）又は第七百五十条第二項の規定により戸籍の筆頭に記載すべき者と定められた者（次条第三項及び第八百十条において「戸籍筆頭者」という。）の氏を</p>	<p>〔民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）による改正後〕</p> <p>（離婚の規定の準用）</p> <p>第七百四十九条 第七百二十八条第一項、第七百六十六条から第七百六十九条まで、第七百九十条第一項ただし書並びに第八百十九条第二項、第三項及び第五項から第七項までの規定は、婚姻の取消しについて準用する。</p> <p>（夫婦の氏）</p> <p>第七百五十条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（子の氏）</p> <p>第七百九十条 嫡出である子は、父母の氏を称する。ただし、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する。</p>

称する。

2 「略」

(子の氏の変更)

第七百九十一条 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる。ただし、父母が氏を異にする夫婦である場合において子が未成年であるときは、特別の事情があるときに限る。

2 父又は母が氏を改めたことにより子が父母の氏又は父若しくは母の氏と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、前項の規定にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏又はその父若しくは母の氏を称することができる。

3 子の出生後に婚姻をした父母が氏を異にする夫婦である場合において子が戸籍筆頭者の氏と異なる氏を称しているときは、子は、第一項の規定にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、戸籍筆頭者の氏を称することができる。ただし、父母の婚姻後に第一項の規定により氏を改めた子については、この限りでない。

4 子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、前三項の行為をすることができる。

5 前各項の規定により氏を改めた未成年の子は、成年に達した時

2 「同上」

(子の氏の変更)

第七百九十一条 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる。

2 父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、前項の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏を称することができる。

〔新設〕

3 子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、前二項の行為をすることができる。

4 前三項の規定により氏を改めた未成年の子は、成年に達した時

から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、従前の氏に復することができる。

(養子の氏)

第八百十条 養子は、養親の氏(氏を異にする夫婦が共に養子をするとときは、戸籍筆頭者の氏)を称する。

2| 氏を異にする夫婦の一方が配偶者の嫡出である子を養子とするときは、養子は、前項の規定にかかわらず、養親とその配偶者についての戸籍筆頭者の氏を称する。

3| 養子が婚姻によつて氏を改めた者であるときは、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、前二項の規定を適用しない。

から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、従前の氏に復することができる。

(養子の氏)

第八百十条 養子は、養親の氏を称する。ただし、婚姻によつて氏を改めた者については、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、この限りでない。